



三州病院広報誌

和

なごみ

秋・冬号
2024

第38号

<https://www.sansyu-hp.jp/>



女子病棟の皆様が製作

CONTENTS もくじ

コラム「お酒に関するお話」	P1
病棟活動報告	P2
デイナイトケア活動報告	P2
精神保健福祉法の改正について	P3
感染対策委員会	P4
Good Job(グッジョブ)ルール	P4
私のオススメの〇〇	P5
レシピ紹介	P5
関連施設紹介	P6
編集後記	P7

コラム



来月は師走です！
飲みすぎにはご注意ください！
そんなわけで、今回はお酒に関する
お話をご紹介します。



『酒は百薬の長』の続きがあった!?

「酒は百薬の長」という言葉を耳にしたことがあるでしょうか。この言葉は、昔から酒を適量に楽しむことが健康に良いという考えを象徴するものとして広まっています。が、この後の続きを知っている人はあまりいません。この言葉の起源については諸説ありますが、実は古代中国王朝（おそらくは漢の時代で紀元前）の時代に、「薬」には税金がかかっていました。王朝はさらなる税金を取るために酒を「薬」として扱うことにしてしまおう！ということでキャッチフレーズを考えます。それが酒は百薬の長！ということで、めでたく酒に税金をかけることができました。しかし、そのキャッチフレーズが普及し一般的に知られるようになり日本にも輸入されました。それが『徒然草』を通じて日本に紹介されたのです。つまり、「酒は百薬の長」という考え方自体が商業的な理由で広まったのです。しかしながら、酒は必ずしも健康に有益であるとは限りません。『徒然草』ではその辺も警告しております。どのように書いているかというと『酒は百薬の長とはいへど、よろづの病は酒よりこそおれ』、つまり酒は百薬の長とは言われていますが、酒は万病のもとでもありますよ。と、しっかり否定的に表現しているのです。人間は都合のいいもので、百薬の長というところだけ今でも知られているのですね。



落語「芝浜」からみる、今も昔も変わらないお酒の問題!

次に、落語の「芝浜」を簡単に紹介しましょう。これは、主人公である腕の良い魚屋の男が酒好きで怠け癖があり、仕事に対する意欲を失っているところから物語が始まります。ある日、男は朝早く妻に促されて市場へ行く途中、偶然にも大金の入った財布を拾います。喜んだ男はそのまま酒場へ行き、拾った金を使い、酔いつぶれてしまいますが、まだ金が余っていることで上機嫌で帰宅します。しかし、自宅で目が覚めると、妻から「財布を拾ったのは夢だったのよ」と告げられ、男はショックを受けて酒を断ち、真面目に働くようになります。

実際には、男が財布を拾ったのは事実で、妻が彼のためにそのお金を隠し、嘘をついたのです。結果として、この嘘が彼の人生を立て直すきっかけとなり、物語は最終的に家族の絆が深まるという感動的な結末を迎えます。

この「芝浜」の物語は、酒に依存することが人生や家族にどれだけ大きな影響を与えるかの教訓を落語にして伝えています。男は酒に溺れ、働く意欲を失い、家族の生活も不安定な状況に陥っていました。これはまさにアルコール依存症の典型的なパターンです。

このようにお酒にまつわる失敗エピソードは、世の中にいくらかでも見られます。調べてみると興味深いですよ。お酒はほどほどに。皆様もお気を付けくださいませ。

ちなみに私は古今亭志ん朝の「芝浜」が一番好きです。

(医局 日笠山 智彦)

病棟活動報告

今回は、認知症病棟で行った敬老会についてご報告させていただきます。

敬老会 ～すばらしい歌や演芸を披露～

令和6年9月13日に認知症病棟で敬老会を催しました。ボランティアグループ「さわやか会」の方々が来てくださり、すばらしい歌や演芸をご披露いただきました。敬老のお祝いに花を添えて頂き、病棟の皆さんも大変嬉しそうな表情をされていました。さわやか会の皆様ありがとうございました。



デイナイトケア活動報告

暑すぎる夏を越えた今日この頃ですが、デイナイトケアでは相も変わらず「当事者研究」に取り組んでおります！日々、メンバーの苦勞・病気になるきっかけや、病気が悪化している時にどう感じているのかなど、発見が多くハッとさせられることもしばしばです。また、精神疾患のあるなしに関わらず、お互いの弱さや苦勞・生きづらさを語りあう中で、助け合いが生まれる時間・空間を共有できる事をいつも貴重に感じています。

さて、最近のデイナイトケアでは、これまで取り組んできた研究を何かしらの形で発表したいと有志メンバー・スタッフ共に悶々としていました。そんな時、ベテランの家からメンタルヘルスマガジン「こころの元気+」に「原稿を寄せていただける方を募集しています。」とのお声かけが！これに乗らないわけにはいかないと、いの一番に「原稿書きます！」と手を挙げてくれたメンバーのOさんと原稿をバリバリ作成しています！この広報誌『和』が発行されている頃、Oさんの研究成果が雑誌に掲載されているのか！？掲載されたら自慢させてください！



Oさんは、デイナイトケアメンバーの中でも古参です。「当事者研究」でもご意見番的立ち位置でご自身の経験から得た気づきや対処法をメンバーによく語ってくれます。「こころの元気+」へ寄稿することで、Oさん自身の研究がさらに深まったり、読んでくださった誰かにとって少しでも助けになったりしてくれたら嬉しいなあと思っております。

今後もデイナイトケアの活動を少しでも報告・発表できるように検討したいと思います！

精神保健福祉法の改正について

令和6年4月1日より精神保健福祉法が改正され、半年が経過しました。内容について質問を頂く機会もありましたので、改めて概要をお伝えさせていただきます。

医療保護入院の入院期間の法定化

医療保護入院は更新制となりました。

精神保健指定医による診察の結果、継続が必要と判断された場合、医療保護入院者退院支援委員会を開催し、家族等の同意を得た場合に入院期間が更新されます。入院期間は、入院から半年間は最長3ヵ月、半年経過後は最長6ヵ月となります。

令和6年4月1日施行日前の医療保護入院者は、令和6年10月から入院月毎に更新に関する同様の動きを行っています。



精神科病院での虐待の通報制度の新設

精神科病院で働く人からの患者さんに対する虐待について、都道府県等への届出や通報の制度ができました。



入院者訪問支援事業の新設

家族等がない市町村長同意による医療保護入院^{※1}をしている方に対して、希望に応じて入院者訪問支援員が病院を訪問し、丁寧にお話を聞き、必要な情報を提供する制度ができました。



地域生活への移行の促進

措置入院^{※2}の場合も退院後生活環境相談員^{※3}が選任されることになりました。措置入院、医療保護入院のどちらの場合でも、地域援助事業所の紹介を受けられるようになりました。

今回の改正では、精神障がい者の権利擁護が図られ、社会復帰の促進や地域生活の支援強化や本人の希望やニーズに応じた支援体制の整備を目指すことがあげられています。

質問等がございましたら、医療福祉相談室へお尋ねください。

- ※1 医療保護入院……精神保健指定医の診察及び家族等の入院に対する同意が必要になります。
- ※2 措置入院……自傷他害のおそれがあり、精神保健指定医2名の診断が一致した場合に都道府県知事が措置します。
- ※3 退院後生活環境相談員……入院中や退院後の生活について一緒に考え、相談をお受けします。退院に向けての支援を行い、制度やサポートをしてくれる事業所のご紹介も行います。